

# 羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン - 平成28年度取組状況

## 基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

### 基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

#### 施策の方向(1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	男女共同参画について市民の理解を深め、性別役割分担意識を払拭するため、市の広報「はびきの」やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供や、啓発冊子「きらりHABIKINO」の充実を図ります。	秘書課 人権推進課
②	男女共同参画に関するパンフレットやビデオなどの資料や教材の充実を図るとともに、図書館や関係各課で資料や教材の貸し出しを行い、積極的な情報提供を進めます。	人権推進課 図書館課 市民協働ふれあい課 (関係各課)
③	女性の自立や男女共同参画に関する講演会やフォーラム等の実施を通じて、市民の男女平等意識の変革を図ります。また、男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。	人権推進課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	秘書課	【広報はびきの発行】【ウェブサイト管理運営】 広報「はびきの」で、人権推進課の指定する月(年3回程度)に、男女共同参画に関する記事の掲載スペースを確保する。 ・4月号：女性活躍推進法の施行 ・6月号：男女共同参画週間 ・10月号・11月号：男女共同参画フォーラム
①	人権推進課	【男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」発行】 ・2016.11発行 Vol.24「男性にとってのワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」(2,000部) 配布：きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～、成人式、関係委員、人権推進課窓口、人権推進課主催事業など その他：市ウェブサイトへ掲載
①	人権推進課	【市広報への啓発記事の掲載】 ・6月号：男女共同参画週間 ・11月号：全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間、「女性に対する暴力をなくす運動期間」
①	人権推進課	市ウェブサイトへの啓発記事の掲載 ・男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」 ・男女共生セミナー募集記事
②	人権推進課	国、府の関係機関からの資料を窓口配架、図書館・関係課への情報提供(窓口配架) ・ドーンセンター「DAWN'S GUIDE」(月刊)：ドーン運営共同体 ・府内市町村男女共同参画センターからのパンフレット(府外含む) ・大阪府職業訓練情報パンフレット ・「共同参画」：内閣府(図書館へ提供、掲示板掲載)
②	図書館課	時事に即した資料の収集と、整理保存を図るとともに、図書館に送られてくる男女共同参画に関するパンフレット・リーフレットなどの各種資料を配布するなどして、積極的な情報提供を進める。 ・資料の収集、整理、貸出、保存
②	市民協働ふれあい課	【はびきの市民大学事業】 LICはびきのの学習情報室で学習機会・学習情報を提供する。 ・市内外問わず、様々な施設・団体からチラシ・パンフレットなどを集め、配架・宣伝
③	人権推進課	【男女共生セミナー】 家庭や社会、地域の構成員として性別役割分担意識をなくし、共に協力しあいながら、互いの立場への理解がより深まるよう、実践をまじえながら啓発する。また、日頃、家事をする機会の少ない男性を対象に男女共同参画への理解を促す講義を含めたセミナーを実施する。 (男性講座) ・「おいしいコーヒーの淹れ方も学べる これからの時代の男の生き方～もっと人生を楽しもう!～」平成28年12月17日(土)開催(19人参加) (女性講座) ・「こことからだのセルフケア～女性のためのからだほぐし～」平成28年7月28日(木)開催(12人参加) ・「こことからだのセルフケア～アロマオイルでハンドマッサージ～」平成28年11月15日(火)開催(9人参加)(性別を問わない) ・「楽(らく)家事でワーク・ライフ・バランス!ワーク家事からライフ家事へ」平成29年2月25日(土)開催(21人参加) (夫婦・パートナーを対象とする講座) ・「簡単な東洋医学講座とセルフケア～ご夫婦・パートナーと一緒に経絡とツボでできる健康予防～」平成28年10月1日(土)開催(6組参加)

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
③	人権推進課	<p>【きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&amp;人権を考える市民のつどい～】 男女共同参画社会をめざし、未だ改善されない、働く場での男女の平等感の大きな格差や、家庭生活（子育てや介護）においての女性が強いられる大きな負担など、あらゆる分野において男女の対等な参画を進めていくため、人権を考える市民の集いと併せて開催する。※平成28年度は人権をテーマに開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催日：平成28年12月3日（土）</li> <li>・開催場所：生活文化情報センター（LICはびきの）ホールM</li> <li>・基調講演：「大切な人の『想い』とともに」（講演者）清水 健（キャスター）</li> <li>・その他：人権・男女共同参画に関するポスター、リーフレット等の展示及び配架</li> <li>・参加者：511名</li> </ul>

## 基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

### 基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

#### 施策の方向（2） 男女共同参画に関する情報収集・整備・提供

	施策の内容・方向性	担当課
①	男女共同参画に関する市民などの意識・行動について、現状把握のためのアンケート調査などを定期的実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報やホームページ、啓発冊子「きらりHABIKINO」など様々な媒体を通じた情報発信に努めます。	人権推進課
②	行政内部において、男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課 （関係各課）
③	国や大阪府、関係機関などと情報交換を活発に行い、男女共同参画に関する情報の収集や整備を図り、情報の提供のための体制づくりに努めます。	人権推進課 （関係各課）

## 推進事業

追加（前年比較）

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人権推進課	<p>【男女共生セミナー及びきらりはびきの～男女共同参画フォーラム&amp;人権を考える市民の集い～における参加者アンケート】 参加者の性別、年代を基に事業を知ったきっかけや男女共同参画に関する認識度、事業の満足度を確認し、次の事業につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【男女共生セミナー】5回開催（73人）</li> <li>・【きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&amp;人権を考える市民の集い～】 ※平成28年度は人権テーマで実施したため、男女共同参画に関するアンケートは実施していない。</li> </ul>
①	人権推進課	<p>【男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」発行】 ・2016.11発行 Vol.24「男性にとってのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（2,000部） 配布：きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&amp;人権を考える市民の集い～、成人式、関係委員、人権推進課窓口、人権推進課主催事業など その他：市ウェブサイトへ掲載</p>
①	人権推進課	<p>【（仮称）第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン（素案）に関するパブリックコメント】 （仮称）第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを策定するにあたり、市民の多様な意見を反映することにより、市民の市政参画を促進し、行政運営の透明性と公正性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見募集機関：平成28年12月22日（木）～平成29年1月6日（金）</li> <li>・素案の公開及び閲覧場所：情報公開コーナー（市役所1階）、支所、人権文化センター、市内各図書館（中央・陵南の森・古市・羽曳が丘・東部・丹比）、市ウェブサイト</li> <li>・意見提出人数及び件数：2団体、2件</li> </ul>
②	人権推進課	<p>【第3期羽曳野市男女共同参画推進プラン策定】 男女共同参画推進プラン・第2期 はびきのピーチプラン - の計画期間が平成28年度で終了することから、平成27年度に実施した市民意識調査の結果や社会情勢などを勘案し、平成29年度～平成38年度までの10年間を計画期間とする第3期羽曳野市男女共同参画推進プランを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラン冊子（150部）、概要版（500部）</li> <li>・羽曳野市男女共同参画推進審議会より「羽曳野市男女共同参画推進プラン策定にあたっての提言」（20部）</li> </ul>
②	人権推進課	<p>【「男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン -」の進行管理】 プランの冊子を各課に配付、または市ウェブサイトに掲載することで男女共同参画に関する市の考えを職員全体に周知、また、計画で掲げる施策について、関係課に推進状況の照会を行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課へ推進状況調査（5月27日～6月13日）</li> <li>取りまとめたものを男女共同参画協議会、男女共同参画推進本部会議及び幹事会議において報告</li> <li>実施事業：147事業（延べ数：前年度から9事業増加）</li> </ul>
②	人権推進課	<p>【職員への情報提供】 職員に対して、人権推進課で得た男女共同参画に関する情報を提供し、情報共有に努める。</p> <p>（掲示板による情報提供：全職員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間（6月23日～29日）</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）</li> <li>・月刊総合情報誌「共同参画」（内閣府 発行・編集）</li> </ul>
③	人権推進課	<p>【研修会等への職員参加】（人権推進課職員研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点からの防災研修</li> <li>・DV被害者の地域支援者養成講座</li> <li>・DV被害者相談技術研修</li> <li>・大阪府内市町村相談員等スキルアップ研修</li> <li>・男女共同参画担当課長会議</li> <li>・男女共同参画施策に関わる職員研修</li> <li>・大阪府内市町村相談員等研修会</li> </ul>

基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

施策の方向(1) 学校教育における男女平等の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように教育活動の点検に努めるとともに、教育活動における男女共生の視点を育むため、男女混合名簿の実施や、男女による色の指定の廃止、男女共通の体操服の使用などの取り組みを進めます。	学校教育課
②	男女共同参画の視点に立って、児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課
③	保育園、幼稚園、小・中学校における人権の尊重や男女平等などの重要性について、児童・生徒に指導し、PTA等には「親学習」を実施します。	こども課 学校教育課
④	小・中学校における男女共生教育や、男女平等の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供などの支援を行います。	人権推進課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	学校教育課	・全学校園で指導要録、出席簿等については、男女混合名簿を実施 ・全小・中学校において、男女共通の体操服を使用
②	学校教育課	人権教育をはじめ、各教科・領域において、キャリア教育の視点から教育活動を推進する。特に職業体験については、全中学校で実施する。
③	学校教育課	人権教育研修補助事業

基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

施策の方向(2) 生涯教育における男女平等の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	市民大学の講座や、講座の中の一部講演で、子育て、健康、食生活、家庭など様々な視点から、女性がそのライフステージでかわるテーマを取り上げ、男女共同参画推進についての学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課 陵南の森公民館 青少年児童センター
②	男女共生教育に関する講演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。	学校教育課 (関係各課)
③	親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	社会教育課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	市民協働ふれあい課	【はびきの市民大学事業】 市民大学講座を実施する。 ・“こころ”と“からだ”：前期① ・健康・いのちの研究最新情報：後期⑦ ・暮らしの中で考える医療と健康：前期⑤
①	陵南の森公民館	【はびきのふれ愛学のすすめ】 生涯学習講座として、教養講座、長期入門講座、春・秋の入門講座、家庭教育学級、移動公民館事業(羽曳野塾)、ファミリー(夏休み、冬休み、春休み子ども企画)、共催事業(公開講座、ふれあいフェスタ、こどもまつり)に取り組む。 ・教養講座3講座20回176人 ・春入門講座9講座33回133人 ・秋入門講座8講座33回124人 ・ファミリー企画4教室10回143人 ・主催公開講座3講座3回64人 ・共催公開講座5講座5回41人 ・ふれあいフェスタ(9/28~10/4)延3,850人 ・第26回こどもまつり延1,600人
①	青少年児童センター	【子育て支援事業：子育てセミナー】 子育てに悩む保護者に一人で子育てしなくてもいいんだよというメッセージや保護者同士の交流の場、子どもだけでなく、保護者も経験を積んでいくことをセミナー等を通じて機会、場所の提供を行う。 ・親子体操、小学生体操教室
②	学校教育課	各校区PTA主催にて地域家庭教育やその他社会問題等、様々な問題に関する公演会や講習会を開催(各校適宜実施)
③	社会教育課	【家庭教育支援事業】 親学習リーダーを中心に子育てについての身近なエピソードを題材に、保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて話し合い、伝え合うことを通じて親自身が成長して学ぶ場を提供する。 ・5幼稚園、1小学校で実施

基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

施策の方向(3) 職員の研修の充実

	施策の内容・方向性	担当課
①	行政職員が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるとともに、市民のモデルとなるように、男女共同参画に関する職員研修を実施するとともに、各種研修への職員の参加を図ります。	人事課
②	教職員の人権感覚の育成のために人権教育研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、固定的な性別による役割分担意識等を助長することのないように、また、教育活動内における男女共生の視点を育むための教職員研修を実施します。	学校教育課
③	職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する研修や教職員のためのセクシャル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。	人事課 学校教育課 人権推進課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人事課	【男女共同参画研修】 男女共同参画に関する基礎知識の修得及び自治体職員としての意識の浸透を図り、男女が対等な立場で能力を十分に発揮できる環境づくりに努めることを目的とした研修
②	学校教育課	【人権教育研修補助事業】 校園内研修
③	人事課	【セクシャルハラスメント防止研修】 セクシャルハラスメントに関する認識を深め、職場におけるセクシャルハラスメントの防止を図ることを目的とする研修 開催日：2月2日(木) 対象者：平成28年度新任主査職員、新任課長職員 内容：セクシャル・ハラスメント防止に関しその求められる役割や解決のポイント等について理解 講師：NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西 井山里美事務局長
③	学校教育課	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。 ・ハラスメント防止のための研修 開催日：5月24日(火)

基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の方向(1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり

	施策の内容・方向性	担当課
①	ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントはもとより、ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を展開します。	人権推進課
②	「DV防止法」「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課 こども課
③	職場や地域、家庭などにおいて、セクシャル・ハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 人事課 産業振興課 市民協働ふれあい課
④	職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する研修や教職員のためのセクシャル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。	人事課 学校教育課 人権推進課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人権推進課	【女性に対する暴力についての啓発活動】 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に関する記事を市広報11月号に掲載 ・電光掲示板への掲示 ・市作成ポスターを市庁舎及び市内公共施設にポスターを掲示 ・啓発物品として、「パープルリボン」を作成し相談機関の情報をセットして配布

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
②	こども課	【羽曳野市要保護児童対策地域協議会】 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布。 ・広報紙による子育て電話相談、児童虐待直通電話番号の掲載 ・児童虐待防止に向けた要保護児童対策地域協議会主催の研修会
③	人権推進課	・府内関係機関より送付のあったリーフレット等の配布やポスター等を掲示 ・庁内のセクシャル・ハラスメント等に関する事業について内容調整等を行う。
③④	人事課	【セクシャルハラスメント防止研修】 セクシャルハラスメントに関する認識を深め、職場におけるセクシャルハラスメントの防止を図ることを目的とする研修 開催日：2月2日（木） 対象者：平成28年度新任主査職員、新任課長職員 内容：セクシャル・ハラスメント防止に関しその求められる役割や解決のポイント等について理解 講師：NPO法人 女性と子どものエンパワメント関西 井山里美事務局長
③	産業振興課	関係機関からの講座やリーフレット・ポスターを窓口及び労働コーナーに設置及び掲示し啓発を行う。
④	学校教育課	学校におけるセクシュアル・ハラスメント等の根絶をめざし、万が一発生した際の園児・児童・生徒及び教職員への迅速で的確な対応とケア等を行なうための学校体制の構築等を学ぶ。 ・ハラスメント防止のための研修 開催日：5月24日（火）

## 基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

### 基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

#### 施策の方向（2） あらゆる暴力への対策の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談窓口を整備、充実します。	人権推進課 （関係各課）
②	庁内はもとより、警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンスをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施し、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課 こども課
③	学校園の教育諸活動における教職員間および児童・生徒に対するセクシャル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課
④	ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、高齢者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	人権推進課 こども課 地域包括支援課
⑤	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。	こども課
⑥	地域包括支援センターを中核として、高齢者虐待防止ネットワークを構築するとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護の事業を推進していきます。	地域包括支援課 福祉総務課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人権推進課	【女性相談事業】 DV専用窓口は置かず、女性相談においてドメスティック・バイオレンスを含めた日常生活の中での悩みなどを聞き、問題整理の糸口を見つけるためのアドバイスや関係機関等の紹介を行う。 ・第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日13:30～16:30（1人60分以内、予約制、女性相談員対応）
②	人権推進課	【女性相談事業】 女性相談へDV被害者から相談があった場合、警察・子ども家庭センター・大阪府女性相談センターと連携し、必要に応じて一時保護の措置をとる。 ・第1水曜日、第2金曜日、第4水曜日13:30～16:30（1人60分以内、予約制、女性相談員対応）
②	こども課	【家庭児童相談事業】 相談と支援を行う。
③	学校教育課	【セクシャル・ハラスメントに関する相談窓口の設置】 セクシャル・ハラスメントに関する相談窓口を全学校園に設置済み。子どもに対する相談窓口、教職員間の相談窓口として、それぞれに小・中学校男女各1名、幼稚園では1名を決めている。また、子どもに対する相談窓口は、学校便り等を通じて子ども・保護者に、教職員に対しては職員室への掲示等により周知。

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
④	こども課	<p>【羽曳野市要保護児童対策地域協議会】 児童虐待防止リーフレットの配布（市立幼稚園、市立保育園、民間保育園）、市内図書館への児童虐待防止の「しおり」の配布。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙による子育て電話相談、児童虐待直通電話番号の掲載</li> <li>・児童虐待母子推進月間への参加</li> <li>・11月の児童虐待防止推進月間に公用車への広報パネルの設置</li> <li>・古市駅等でのリーフレット、宣伝グッズを使っての広報活動の実施</li> <li>・児童虐待防止に向けた研修会の実施</li> <li>・広報による電話相談等の掲載</li> </ul>
④	地域包括支援課	<p>【地域支援事業：地域包括支援センターの運営】 高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として地域包括支援センターを位置づけ、民生委員や地域福祉の関係者、保健・医療・福祉の関係機関に周知している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任の民生委員に対して、高齢者虐待についての研修会を開催</li> </ul>
④	人権推進課	<p>【女性に対する暴力についての啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間に関する記事を市広報11月号に掲載</li> <li>・電光掲示板への掲示</li> <li>・市作成ポスターを市庁舎及び市内公共施設にポスターを掲示</li> <li>・啓発物品として、「パープルリボン」を作成し相談機関の情報をセットして配布</li> </ul>
⑤	こども課	<p>【羽曳野市要保護児童対策地域協議会】 発症予防、早期発見、見守りなど事業虐待防止や解決に向けた援助活動、参加機関のネットワークの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会代表者会議（年2回）実務者会議〈年3回〉、事務局会議〈年12回〉の開催</li> </ul>
⑥	地域包括支援課	<p>【地域支援事業：地域包括支援センターの運営】 高齢者の権利擁護の業務は地域包括支援センターの業務の柱の一つであり、高齢者虐待の相談・通報窓口及び対応機関として活動するとともに、成年後見制度の利用支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「羽曳野市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、各関係機関と連携</li> <li>・成年後見制度：必要な方に対して積極的に支援</li> </ul>
⑥	福祉総務課	<p>【日常生活自立支援事業助成事業】（事務局は羽曳野市社会福祉協議会） 大阪府社会福祉協議会、大阪後見支援センターからの委託事業で、判断能力が不十分な方と契約して、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、通帳や書類、はんこ等の預かりサービスを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規契約8件、平成29年3月末日現在37名の利用実績</li> </ul>

## 基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

### 基本課題4 メディアにおける人権の尊重

#### 施策の方向（1） 人権を尊重した表現の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表現していきます。	秘書課 人権推進課 (関係各課)
②	市の広報活動等について、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを作成し、職員への周知・啓発に努めます。	人権推進課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	秘書課	<p>【広報媒体に性別役割意識をイメージさせない表現】 画像や表現全てに性別意識をイメージさせない表現に努める。</p>
①	人権推進課	<p>【役割分担意識を払拭する表現】 「きらりHABIKINO」や当課が担当する市ホームページ等の表現において、性別役割分担意識を払拭する表現に努める。特に啓発冊子「きらりHABIKINO」の作成には、性別の固定的なイメージにとらわれないよう掲載写真の選択に注意を払う。</p>
②	人権推進課	<p>【羽曳野市職員のための男女共同参画表現のガイドライン】平成20（2008）年12月に作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全課（室）に再配付（平成24年度）</li> <li>・推進状況調査に関するヒアリングや会議の際にガイドラインについて情報提供する。</li> </ul>

基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(2) メディア・リテラシーの向上

	施策の内容・方向性	担当課
①	子どものメディア・リテラシーを育むために、指導にあたる教職員への研修等の実施や、最新の情報教育環境を整備するとともに、情報化社会における危険性を踏まえて、情報倫理教育を推進します。	学校教育課
②	生涯教育の場を通して、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めます。	市民協働ふれあい課 社会教育課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	学校教育課	教職員研修としては、府の研修を活用して情報モラル等を含めたICT活用研修への出席を推奨している。児童、生徒に対しては、各校の校内研修等で情報教育研修を啓発している。特に中学校の技術科においては情報教育について、メディア・リテラシーを含めて実践している。

基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進

施策の方向(1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保

	施策の内容・方向性	担当課
①	審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。また、女性委員の登用割合については、30%を目標に、共に参画できる審議会等を目指します。	全部局
②	各種計画策定時には市民懇談会やパブリックコメント等を実施すると共に、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの市民の意見を反映していきます。	関係各課
③	女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任は男女の区別なく個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課
④	女性職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	人事課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	全部局 (人権推進課調査)	政策・方針決定の場への女性の登用割合を目標値である30%とするため、女性委員のいない若しくは割合の低い審議会等について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体</li> <li>・地方自治体</li> <li>・要綱等により設置されている会議等の女性の登用率：22.9%</li> </ul> <p style="text-align: center; background-color: #4a7ebb; color: white; padding: 5px;"><b>庁内照会調整中</b></p>
③	人事課	任用については、男女の区別なく、その者の能力や勤務実績により判断する。
④	人事課	【マッセ研修への派遣】 職員のスキルアップのために、マッセ研修等のプログラムを提示し、男女の区別なく希望者を派遣している。 (主な例：全国市町村国際文化研修所への宿泊研修派遣、地方自治法指導者養成研修への派遣) ・自治法指導者養成研修、接遇指導者養成研修への派遣

基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進

施策の方向(2) 企業や団体等への女性の登用の啓発

	施策の内容・方向性	担当課
①	事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。	産業振興課

	施策の内容・方向性	担当課
②	自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPOに対し、それぞれの団体の運営にかかる意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 (関係各課)

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	産業振興課	関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口に設置及び掲示し啓発を行う。
②	社会教育課	【社会教育振興事業】 各団体の事務局として、情報の提供や活動の支援を行う。 ・助成金の交付、研修会の開催支援

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進

#### 施策の方向(3) 女性のエンパワーメント

	施策の内容・方向性	担当課
①	市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性がそのライフステージでかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画の推進や、女性のエンパワーメントを支援する学習機会を提供します。	市民協働ふれあい課
②	男女共同参画の推進や、女性を巡る様々な問題に取り組む市民団体の育成を進めるとともに、情報提供体制の充実や団体間の交流促進を図り、それらの活動を支援します。	市民協働ふれあい課
③	女性教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、各種団体を支援します。	社会教育課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	市民協働ふれあい課	【はびきの市民大学事業】 市民大学講座を実施する。 ・“こころ”と“からだ”：前期1回 ・健康・いのちの研究最新情報：後期7回 ・暮らしの中で考える医療と健康：前期5回
③	社会教育課	【社会教育振興事業】 女性教育・男女平等参画の推進・家庭教育など、同協議会では女性に関する事業を推進しており、事業費の一部を助成する。また、同団体の運営に関して、活動支援を行う。 ・助成金の交付、研修会の開催支援

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

#### 施策の方向(1) 労働条件向上のための啓発の促進

	施策の内容・方向性	担当課
①	男女平等な雇用条件を確保するため、事業主や労働者に対して、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知・啓発に努めます。	産業振興課
②	事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。	産業振興課
③	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
④	農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。	産業振興課



	施策の内容・方向性	担当課
⑤	労働条件の向上を目指し、女性の資金や労働条件などの就労実態の把握に努めます。	産業振興課

## 推進事業

	担当課	【事業名】・事業内容・実施内容 等
①②③	産業振興課	関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口に設置及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
⑤	産業振興課	ハローワーク等の関係機関と連携し、就労実態の把握に努める。

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

#### 施策の方向(2) 就労環境の整備と支援

	施策の内容・方向性	担当課
①	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
②	ファミリー・フレンドリー企業の啓発、普及などに努め、仕事と子育て、介護の両立が可能な職場環境の整備を促進します。	産業振興課
③	本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課 (関係各課)
④	関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課
⑤	保護者の就労形態の多様化に対応するため、病後児保育や一時保育、延長保育など、様々な保育サービスや留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども課 社会教育課
⑥	仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども課
⑦	多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
⑧	多様なライフスタイルに対応するために、「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高年介護課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	産業振興課	関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口に設置及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
②	産業振興課	ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備の推進を図る。
③	人事課	【勤務条件の改善】 ①育児時間休暇の拡大(60分⇒90分)、②嘱託職員の勤務実績算定期間から育児休業期間を除外、③時間単位の年次有給休暇を付与(平成24年7月から) ※①は正規職員、②は嘱託職員、③は全職員 ・介護時間休暇の新設(平成29年1月から) ・職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定 ・育児・介護応援ハンドブックの作成
④	産業振興課	【働く女性に対する相談事業】 ・相談内容に応じ関係機関へ誘導
④	産業振興課	就労に関する情報の提供 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口に設置及び掲示し情報提供
⑤	こども課	【病後児保育事業】 保育園等に通園中の子どもが、病気回復期に集団保育が困難な期間、一時的に子どもを預かり、保育士や看護師で保育することによって保護者の子育てと就労を支援する事業 ・NPO法人が事業主体となって1箇所を実施、平成29年3月末現在での利用人数 521人(延べ人数)

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
⑤	こども課	【一時保育事業】 保育者の断続的・短期間就労等や専業主婦家庭等の育児疲れ、急病や入院などに伴う心理的・肉体的負担を解消する事業 ・民間保育園で3施設実施。平成29年3月末現在での利用人数 5,911人（延べ人数）
⑤	こども課	【延長保育事業】 保護者の就労形態の多様化、長期間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応する事業 ・7:30～9:00の間と17:00～18:30の間との基本的な延長保育、及び18:30～19:00までの延長保育を公立5か所・民間9か所の全園14か所で実施するとともに、民間3か所で7:00～7:30の間の延長保育を実施する。
⑤	社会教育課	【留守家庭児童会】 放課後、保護者の労働等により、保護者に代わって留守家庭となる児童を対象に開設している。児童の安全を守り、遊びや異年齢の集団活動を通じて、健康で自主性や社会性を備えた人間性を育てることを目的に実施している。 開設期間：4月1日～翌年3月31日までの月～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く）、土曜日（年8回） 開設時間：下校時～17時まで、夏休み等の学校休業日は、8時30分～17時、土曜保育は9時～17時、延長保育は17時～18時30分 ・放課後児童クラブ健全育成事業 14教室・26クラブ 880名在籍（平成28年5月1日現在）
⑥	こども課	【はびきのファミリー・サポート・センター】 子育てをサポートしてほしい人（依頼会員）とサポートしたい人（協力会員）を地域の中で会員として組織化したもの。活動は有償ボランティアとし、報酬は依頼会員から協力会員に直接支払われるが、営利を目的としない。 （平日1時間700円、土日1時間800円、兄弟姉妹の場合は2人目から半額） ・依頼件数 延べ72件、依頼会員89人、協力会員73人、両方会員36人
⑦	こども課	【こども夢プラン推進事業】 羽曳野市次世代育成支援行動計画に基づく各事業の進行管理と、子ども・子育て支援法による事業計画策定業務（量の見込作成や検討会議への支援、進捗管理など、計画書の作成に向けた業務）を行う。 ・子育て支援施策の取り組み状況（主要71事業）の進捗確認
⑧	高年介護課	【高齢者保健福祉事業】雇用、就労支援 高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能等をいかし、労働を通じて社会に貢献できるとともに、就業意欲に応じて働き続けられるよう、大阪府や関係機関と連携しながら雇用・就労対策を推進する。

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

#### 施策の方向（3） 職業能力の開発・向上

	施策の内容・方向性	担当課
①	再就職希望者に対して、再就職支援セミナーなどによる学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	産業振興課
②	大阪府や関連機関と連携し、就職及び再就職などに関する情報を提供します。	産業振興課
③	母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども課
④	個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、母子家庭の自立の促進を図ります。	こども課
⑤	女性の再就職や地域活動への参加、参画の一助となるよう、女性パソコン教室を実施します。	人権推進課
⑥	市民大学の講座や講座の中の一部講義を通じて、女性の起業や再就職などについての学習機会や情報提供に努めます。	市民協働ふれあい課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	産業振興課	【地域就労支援事業等】 再就職希望者からの相談に対して、大阪府の講座（テクノ講座・デュアルシステム訓練・スキルアップ等）やハローワークからの講座の紹介をする。 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
①	産業振興課	【羽曳野市地域しごと支援事業】資格取得等、就職に有利になるような講座を開催 ①介護職員初任者研修（一時保育半額補助）全23回 10月～11月実施 ②医療事務講座 全13回 1月～3月実施
②	産業振興課	【地域就労支援事業】 地域就労支援事業や労働施策全般の中での関係機関等から提供された情報を紹介 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発 ・相談に応じて関係機関へ誘導 ・庁内に求人情報検索パソコンを設置し情報提供

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
③	こども課	【羽曳野市職業訓練促進給付金事業】 母子家庭等の父母が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援する。 ・支給件数9件（延月数90月）
④	こども課	【羽曳野市自立支援教育訓練給付金事業】 個々の母子家庭等の父母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭等の父母に対し、訓練給付金を給付し、母子家庭等の自立の促進を図ります。 ・支給件数1件
⑥	市民協働ふれあい課	【はびきの市民大学事業】 学習機会・学習情報の提供

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

#### 施策の方向（4） 多様な就労形態への支援

	施策の内容・方向性	担当課
①	事業主に対して、「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努めます。	産業振興課
②	大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	産業振興課
③	関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	産業振興課	「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努める。 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
②	産業振興課	在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努め、在宅者に適切な内職の情報提供として「社会福祉法人大阪府家内労働センター」を紹介する。 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
③	産業振興課	【働く女性に対する相談事業】 ・相談内容に応じ関係機関へ誘導
③	産業振興課	【就労に関する情報の提供】 ・関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

#### 施策の方向（1） 子育て支援の充実

	施策の内容・方向性	担当課
①	多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども課
②	家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
③	地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実及び連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やホームページ、冊子などの様々な媒体を用いて広く市民に提供します。	こども課
④	仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。	こども課

	施策の内容・方向性	担当課
⑤	地域の親子の交流を図り、様々な遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども課
⑥	保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関する様々な悩みや不安に適切に対応できるように、保健師や保育士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	健康増進課
⑦	母子家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援対策を進めます。	こども課
⑧	男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども課 健康増進課
⑨	親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。	社会教育課
⑩	ファミリー・フレンドリー企業の啓発、普及などに努め、仕事と子育て、介護の両立が可能な職場環境の整備を促進します。	産業振興課
⑪	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、実施内容等
①	こども課	【こども夢プラン推進事業】 羽曳野市次世代育成支援行動計画に基づく各事業の進行管理と、子ども・子育て支援法による事業計画策定業務（量の見込作成や検討会議への支援、進捗管理など、計画書の作成に向けた業務）を行う。 ・子育て支援施策の取り組み状況（主要71事業）の進捗確認
②	人権推進課	【男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」発行】 ・2016.11発行 Vol.24「男性にとってのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（2,000部） 配布：きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～、成人式、関係委員、人権推進課窓口、人権推進課主催事業など その他：市ウェブサイトへ掲載
②	人権推進課	【男女共生セミナー】 家庭や社会、地域の構成員として性別役割分担意識をなくし、共に協力しあいながら、互いの立場への理解がより深まるよう、実践をまじえながら啓発する。また、日頃、家事をする機会の少ない男性を対象に男女共同参画への理解を促す講義を含めたセミナーを実施する。 （男性講座） ・「おいしいコーヒーの淹れ方も学べる これからの時代の男の生き方～もっと人生を楽しもう！～」 平成28年12月17日（土）開催（19人参加） （性別を問わない） ・「楽（らく）家事でワーク・ライフ・バランス！ワーク家事からライフ家事へ」 平成29年2月25日（土）開催（21人参加） （夫婦・パートナーを対象とする講座） ・「簡単な東洋医学講座とセルフケア～ご夫婦・パートナーと一緒に経絡とツボでできる健康予防～」 平成28年10月1日（土）開催（6組参加）
③	こども課	【子育て情報の受発信事業】 行政機関や子育て活動団体で実施している事業の紹介など、市ウェブページやポータルサイト等を活用して、子育て情報を受発信し、積極的な広報活動を展開する。 ・こども課：メール登録数456件 ・子育て支援センター：メール登録数404件
④	こども課	【はびきのファミリー・サポート・センター】 子育てをサポートしてほしい人（依頼会員）とサポートしたい人（協力会員）を地域の中で会員として組織化したもの。活動は有償ボランティアとし、報酬は依頼会員から協力会員に直接支払われるが、営利を目的としない。 （平日1時間700円、土日1時間800円、兄弟姉妹の場合は2人目から半額） ・依頼件数 延べ72件、依頼会員89人、協力会員73人、両方会員36人
⑤	こども課	【地域支援事業】 地域の親子の交流を図り、様々な遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催する。日々の保育園業務の中で、園庭開放や子育て相談を実施している。
⑥	健康増進課	【育児相談、出向健康教育、出向健康相談】 育児や栄養に関する相談を来所や電話・地域の各子育てサロンや保育所などに出向して実施。 ・出向健康相談（子育てサロン等）：64回 ・出向健康教育（子育てサロン等）：68回 ・電話等による相談のべ人数 5,550人
⑦	こども課	【母子家庭等対策総合支援事業】 母子家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援対策を進める。 ・母子自立支援プログラム策定等事業策定件数 17件（うち面接2回以上9件）

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
⑧	健康増進課	【マタニティスクール（パパに対するチラシの配布）】 妊婦を対象に行っているマタニティスクールは家族の方も参加可としており、特に3回目は日曜開催で、妊娠・出産・子育てについての助産師の講義と沐浴体験・マタニティジャケット体験などを実施。 チラシの配布は母子手帳発行時に同時にしており、パパになる方に対して妊娠・出産・産後のママの変化などを理解してもらえる様にしている。 ・マタニティスクール 1クール4回×6クール：年24回
⑨	社会教育課	【社会教育振興事業】 親学習リーダーを中心に子育てについての身近なエピソードを題材に、保護者同士や地域の人と一緒に親と子の関係や子育ての楽しさについて話し合い、伝え合うことを通して親自身が成長して学ぶ場を提供する。 ・5幼稚園、1小学校で保護者を対象に実施
⑩	産業振興課	ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備の推進を図る。
⑪	産業振興課	関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

#### 施策の方向（2） 介護支援の充実

	施策の内容・方向性	担当課
①	多様なライフスタイルに対応するために、「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実を図ります。	高年介護課
②	家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
③	高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保険事業を推進します。	地域包括支援課
④	高齢者を介護している家族等を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実にも努めるとともに、介護者が問題を抱え込まないようにするため、困ったときに身近で相談ができ、専門機関で適切な支援が受けられるような体制の整備を進めます。	地域包括支援課
⑤	地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	地域包括支援課
⑥	地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、市民協働のもと、地域で高齢者を見守り支えあえるネットワークの取り組みをすすめ、女性や特定の人に偏らない介護を地域で考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	地域包括支援課 市民協働ふれあい課 福祉総務課
⑦	ファミリー・フレンドリー企業の啓発、普及などに努め、仕事と子育て、介護の両立が可能な職場環境の整備を促進します。	産業振興課
⑧	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
②	人権推進課	【男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」発行】 ・2016.11発行 Vol.24「男性にとってのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（2,000部） 配布：きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～、成人式、関係委員、人権推進課窓口、人権推進課主催事業など その他：市ウェブサイトへ掲載

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
②	人権推進課	<p>【男女共生セミナー】 家庭や社会、地域の構成員として性別役割分担意識をなくし、共に協力しあいながら、互いの立場への理解がより深まるよう、実践をまじえながら啓発する。また、日頃、家事をする機会の少ない男性を対象に男女共同参画への理解を促す講義を含めたセミナーを実施する。</p> <p>(男性講座) ・「おいしいコーヒーの淹れ方も学べる これからの時代の男の生き方～もっと人生を楽しもう!～」 平成28年12月17日(土)開催(19人参加) (性別を問わない) ・「楽(らく)家事でワーク・ライフ・バランス!ワーク家事からライフ家事へ」 平成29年2月25日(土)開催(21人参加) (夫婦・パートナーを対象とする講座) ・「簡単な東洋医学講座とセルフケア～ご夫婦・パートナーと一緒に経絡とツボでできる健康予防～」 平成28年10月1日(土)開催(6組参加)</p>
③	地域包括支援課	<p>【高齢者いきいき計画の施策推進】 福祉施設の充実や高齢者の居住ニーズに対応した住宅、外出支援など高齢者にやさしい地域・生活環境の整備を推進する。</p> <p>・リフト付福祉タクシー利用時の運賃の一部助成として利用券の交付を実施(登録者124人、利用枚数1,226枚)</p>
④	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】 家族介護者教室の実施、介護者家族の会活動の事業費助成、高齢者の総合相談を行う地域包括支援センターの運営</p> <p>・家族介護者教室の実施(グループホームに委託) ・介護者家族の会活動費助成</p>
⑤	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】 地域支援事業として地域包括支援センターの運営を行っている。地域包括支援センターは高齢者の総合相談業務、権利擁護の業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務を活動の柱としており、地域包括ケアを推進する中核としての活動を行う。</p> <p>・地域包括支援センターの運営</p>
⑥	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】 地域包括支援センターが取り込む高齢者の総合相談と権利擁護業務の一環として、高齢者の困り事や変化に対しての地域の気づきが速やかに地域包括支援センターや在宅介護支援センターに届き対応ができるよう、「ふれあいネット雅び」ネットワークに参加して、高齢者の見守りと気づきのネットワークづくりに取り組んでいる。</p> <p>・「ふれあいネット雅び」に継続して参加し、地域の困り事や問題に地域のネットワークを活用し迅速に対応</p>
⑥	福祉総務課	<p>【ボランティアセンター活動事業助成金】 ボランティアセンターの運営とボランティア連絡会の組織強化と活動の活性化を図る。</p> <p>・ボランティアセンターを拠点に、各種ボランティアスクール・研修・講習を開催するなど、ボランティア連絡会の組織強化を図った。</p>
⑥	福祉総務課	<p>【ふれあいネット雅び事業】 校区福祉委員会と、地域の福祉や医療の専門機関及び行政が連携して、地域で支援を必要とするあらゆる人を発見、見守り、支援に結びつけるための地域のしくみづくりを行う。(住民向け研修会等を開催)</p> <p>・市内14校区において地域ケア推進チーム会議を開催し、災害時要援護者台帳に基づく要支援者への訪問活動やサロン作りなどが実施され、地域での要支援者への見守り・支援の活動が広がってきている。</p>
⑥	福祉総務課	<p>【地域福祉推進委員関連事業】 「第3期羽曳野市地域福祉計画」の策定</p> <p>・羽曳野市地域福祉推進委員会を1回開催し、第3期羽曳野市地域福祉計画の進行管理を実施</p>
⑥	福祉総務課	<p>【地域福祉組織強化支援事業助成金】</p> <p>・社会福祉協議会の組織体制の充実強化を図り、地域福祉・在宅福祉に関する調査・企画・連絡調整等の諸活動の推進(高齢者見守り・サロン活動を高区福祉委員会を中心に実施)</p> <p>・地域住民主体による高齢者等の見守り、声かけ活動や子育てサロン等を市内14校区福祉委員会を地域住民の参加と協力により実施した。</p>
⑦	産業振興課	<p>ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備の推進を図る。</p> <p>・リーフレット・ポスター等を窓口を設置及び掲示</p>
⑧	産業振興課	<p>関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。</p>

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

#### 施策の方向(3) 男性の家庭生活への参画促進

	施策の内容・方向性	担当課
①	家庭内で家事、育児、介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
②	男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。	人権推進課

	施策の内容・方向性	担当課
③	男性の家庭生活への参画を容易にするためにも、男性を対象とした家事や子育て、介護に関する教室の開催に努めます。	人権推進課 こども課 地域包括支援課 健康増進課
④	男性が参加しやすい事業を推進するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。	こども課 健康増進課
⑤	事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
⑥	本市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。	人事課 (関係各課)

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人権推進課	【男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」発行】 ・2016.11発行 Vol.24「男性にとってのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」（2,000部） 配布：きらりはびきの～男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い～、成人式、関係委員、人権推進課窓口、人権推進課主催事業など その他：市ウェブサイトへ掲載
①②③	人権推進課	【男女共生セミナー】 家庭や社会、地域の構成員として性別役割分担意識をなくし、共に協力しあいながら、互いの立場への理解がより深まるよう、実践をまじえながら啓発する。また、日頃、家事をする機会の少ない男性を対象に男女共同参画への理解を促す講義を含めたセミナーを実施する。 (男性講座) ・「おいしいコーヒーの淹れ方も学べる これからの時代の男の生き方～もっと人生を楽しもう!～」 平成28年12月17日(土)開催(19人参加) (性別を問わない) ・「楽(らく)家事でワーク・ライフ・バランス!ワーク家事からライフ家事へ」 平成29年2月25日(土)開催(21人参加) (夫婦・パートナーを対象とする講座) ・「簡単な東洋医学講座とセルフケア～ご夫婦・パートナーと一緒に経絡とツボでできる健康予防～」 平成28年10月1日(土)開催(6組参加)
③	地域包括支援課	【地域支援事業】 地域支援事業として介護予防事業を実施。また、高齢男性の食の自立支援をすすめるための料理教室を実施。 ・男性のための料理教室を実施。 初心者コース：1クール3回を2回、認知症予防コース：1クール1回を2回
③④	健康増進課	【マタニティスクール（パパに対するチラシの配布）】 妊婦を対象に行っているマタニティスクールは家族の方も参加可としており、特に3回目は日曜開催で、妊娠・出産・子育てについての助産師の講義と沐浴体験・マタニティジャケット体験などを実施。 チラシの配布は母子手帳発行時に同時にしており、パパになる方に対して妊娠・出産・産後のママの変化などを理解してもらえる様にしている。 ・マタニティスクール 1クール4回×6クール：年24回
④	こども課	【子育て支援センター事業】 子育て支援センター事業の一つである「親子ふれあい遊び」を通して、親子の絆を深める日を設けている。普段もパパとの参加は可だが、支援センターの開催日は平日となっている為、パパも参加しやすい夏季のお盆休みなどにも実施し、「パパも一緒に」とセンターニュースなどで呼びかけている。
⑤	産業振興課	関係機関からのリーフレット・ポスター等を窓口及び労働コーナーへ配架・掲示し、啓発を行う。
⑥	人事課	【勤務条件の改善】 ①育児時間休暇の拡大(60分⇒90分)、②嘱託職員の勤務実績算定期間から育児休業期間を除外、③時間単位の年次有給休暇を付与(平成24年7月から) ※①は正規職員、②は嘱託職員、③は全職員 ・介護時間休暇の新設(平成29年1月から) ・職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定 ・育児・介護応援ハンドブックの作成

## 基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進

### 基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進

#### 施策の方向(1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

	施策の内容・方向性	担当課
①	自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPOに対し、それぞれの団体の運営にかかる意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 社会教育課 (関係各課)
②	市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。	市民協働ふれあい課 (関係各課)

	施策の内容・方向性	担当課
③	多くの市民が男女を問わず地域活動や市民活動に参画できるように、意識啓発や活動拠点（（仮）市民公益活動センター）の企画・立案、人材育成などの環境づくりを進めます。	市民協働ふれあい課 （関係各課）
④	エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野については、男女が共にそれらの活動に参画できるように、その取り組みを推進します。	市民協働ふれあい課 環境衛生課 危機管理室 （関係各課）
⑤	働く意思のある定年退職後の男性や、活力ある女性の人材把握に努め、地域活動への参画を促進します。	市民協働ふれあい課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	社会教育課	【社会教育振興事業】 各団体の事務局として、情報の提供や活動の支援を行う。 ・助成金の交付、研修会の開催支援
③	市民協働ふれあい課	【市民活動支援事業】 市民公益活動団体等を支援します。 ボランティア・市民活動わくわく講座 【ボランティア・市民活動わくわく講座】 ・音楽ボランティア養成講座 ・こどもの居場所づくりボランティア養成講座 ・手品ボランティア養成講座 ・傾聴ボランティア養成講座 ・人形劇ボランティア養成講座 ・にほんご教室ボランティア養成講座 ・書道クラブによる書道講座 ・まち歩き・まちづくり講座
④	市民協働ふれあい課	【市民フェスティバル事業】 環境についての意識向上のため、市民フェスティバルにおいて、環境に関する取り組みを行う。 ・市民フェスティバルで、ゴミの分別等エコ活動を実施
④	防災企画課	【地域防災力促進事業】 大災害発生時には、自助・共助の活動が、重要になる。日頃からの備えを含めて、男女がそれぞれの立場で防災・減災に対する意識を高め、研修や訓練等を実施することにより、地域の防災力を高めて行く。 ・小学校区単位で実施される自主防災訓練に消防本部、消防団とともに参加
④	災害対策課	【地域防災力促進事業】 大災害発生時には、自助・共助の活動が、重要になる。日頃からの備えを含めて、男女がそれぞれの立場で防災・減災に対する意識を高め、研修や訓練等を実施することにより、地域の防災力を高めて行く。 ・小学校区単位で実施される自主防災訓練に消防本部、消防団とともに参加 ・自主防災組織リーダー養成講習の実施 ・各種イベントでの防災啓発の実施（女性消防団員を積極的に活用）

## 基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

### 基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

#### 施策の方向（1） 性に関する情報提供と性教育の推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	女性が自分自身の健康について、管理、決定できるように、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及・啓発や情報提供を進めます。	人権推進課 健康増進課
②	性教育の推進やHIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透については、保護者の理解を得るとともに、各学校に性教育推進委員会等の組織を校務分掌に位置づけ、学習指導要領に基づき、全教職員の共通理解のもと、児童、生徒の発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
③	男女がお互いの性を尊重する考え方を身に付けるため、パンフレットやリーフレットの作成や各種講座、講演会を通じて、性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課 社会教育課
④	市民に対して、HIV/エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透を図るとともに、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。	健康増進課
⑤	中学生や高校生が乳幼児とふれあう子育て体験を実施するなど、次世代がさらにその次世代を育成することへの希望と自信を育むための取り組みを推進します。（乳幼児子育て体験）	学校教育課 こども課



推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	人権推進課	【女性相談員養成講座】 女性の性やからだについて、女性自身が自己決定できるということを相談事業を通じて情報提供を行うために講座を受講する。 ・DV被害者の地域支援者養成講座、大阪府市町村における相談員及び相談事業者のためのブロック別情報交換・事例検討会、女性のための相談事業に関わる担当者のための研修プログラム
①③	人権推進課	【啓発媒体の利用】 男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」や市ウェブサイト、公開羅針盤の掲示板などを用いて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」について解説を行い、概念の普及・啓発に努め、新しい情報については随時提供する。 ・男女共生セミナー（女性講座）の講義の中で説明 ・市ウェブサイトへの継続掲載 ・男女共同参画啓発冊子「きらりHABIKINO」の配架
①③	人権推進課	【男女共生セミナー】 市民一人ひとりが生涯にわたっての性や健康に関する正しい意識や知識を持ち、男女がお互いの性を尊重し、自身の健康を享受できるよう支援する講座を開催する。 （女性講座） ・「こことからだのセルフケア～女性のためのからだほぐし～」平成28年7月28日（木）開催（12人参加） ・「こことからだのセルフケア～アロマオイルでハンドマッサージ～」平成28年11月15日（火）開催（9人参加） （夫婦・パートナーを対象とする講座） ・「簡単な東洋医学講座とセルフケア～ご夫婦・パートナーと一緒に経絡とツボでできる健康予防～」平成28年10月1日（土）開催（6組参加）
②	学校教育課	小・中学校の男女共生教育の中で、「生と性」についての中で学習 教職員研修においても、男女共生教育の研修を適宜実施 ・健康増進課による全中学校の3年生を対象とした思春期教育を実施
④	健康増進課	【思春期教育】 市内の公立中学校の3年生を対象に、地域の助産師により「命の大切さ」「性感染症」「悩んだ時の相談先」などを講義する。 ・市内公立中学校(6校)3年生に実施
⑤	学校教育課	全中学校において実施している職業体験において、幼稚園や保育園への体験を実施している。また、家庭科において保育実習を校区幼稚園で実施している中学校もある。

基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

施策の方向(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

	施策の内容・方向性	担当課
①	「健康はびきの21」計画に基づき、個人の努力とともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	健康増進課
②	妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後の良き育児仲間となれるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	健康増進課
③	育児不安の解消、こどもの心の健全な発達、将来の「かかりつけ医」の確保等を図ることを目的として、妊娠後期から産後2か月以内の妊産婦を対象に1回のみ無料で小児科医による相談を実施します。	健康増進課
④	乳幼児の時点について、健康診査を実施することにより疾病予防や、早期発見、早期治療を図るとともに、保護者に対し、成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施し、乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児健診等を実施します。	健康増進課
⑤	疾病の早期発見及び一次予防の取り組みにより、市民の健康増進に資するため、市民健診や各種がん検診などの普及に努めます。	健康増進課
⑥	生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、婦人科相談を実施します。	健康増進課
⑦	女性が抱える問題は、婦人科のみではなく、精神的なものや美容的のものまで多岐に渡っているため、市の健康相談において、そのような問題に対応できる女性専門相談を実施します。	健康増進課
⑧	喫煙や飲酒、薬物乱用等の問題行動については、違法行為であるのみでなく、児童・生徒の検討を著しく害するため、家庭や地域および関係諸機関ならびに学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等での継続的な指導の徹底を図ります。	学校教育課 健康増進課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	健康増進課	<p>【成人保健事業】</p> <p>健康はびきの21に基づいた事業を実施し、ホームページ、広報、健康だよりなどで情報提供を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児健診時に保護者に対し、保護者の健康づくりについて啓発チラシを配布し、説明。特に若年層の世代に対し知識の普及に努めた。</li> <li>・幼稚園・保育園・小学校・中学校の保護者に対し、啓発チラシを配布し、普及啓発に努めた。</li> <li>・健康教室実施時に、参加者に対し普及啓発を実施した。</li> <li>・新成人に対しても成人式時に啓発チラシを配布した。</li> </ul>
②	健康増進課	<p>【マタニティスクール】</p> <p>妊婦を対象に、4回1コースとして年6コース実施。（プログラムにクッキングを組み込む）</p> <p>歯科健診、栄養士・助産師・保健師による妊娠・出産・育児に関する講義、沐浴体験、家族のマタニティジャケット体験、出産後の交流会などを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティスクール 1クール4回×6クール：年24回</li> </ul>
③	健康増進課	<p>【出産前小児保健指導事業】</p> <p>妊産婦の育児不安の解消、生まれてくる子のかかりつけ医確保のため、妊娠後期から産後2か月以内の希望のあった妊婦に対し、1回のみ無料で小児科医の相談を受けることが出来る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介状発行件数：70件</li> <li>・指導票発行件数：56件</li> </ul>
④	健康増進課	<p>【乳幼児健康診査、すくすく健診・相談、虫歯予防教室】</p> <p>4か月児、1歳7か月児、2歳6か月児、3歳6か月児の対象者には個別に案内を郵送し、健診を実施。身体計測、内科診察(2歳6か月児は除く)、歯科診察(4か月児は除く)、発達の確認や個別の育児相談などを行っている。各健診 月2回、年24回実施。また、健診でのフォローが必要な児に対してはすくすく健診・相談、虫歯予防教室などで経過観察を実施している。</p>
⑤	健康増進課	<p>【各種健康診査、各種がん検診】</p> <p>各種健康診査やがん検診を実施。広報、ホームページ、健康だよりなどで情報提供をしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報折込チラシや、ホームページ、各種保健事業、新成人へのパンフレット配布など情報提供を行った。</li> </ul>
⑥	健康増進課	<p>【健康相談（電話相談）】</p> <p>婦人科相談としては実施していないが、健康相談の中で婦人科の相談があれば受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談があれば必要時応じている。</li> </ul>
⑧	学校教育課	<p>全中学校においては、羽曳野警察少年係または富田林少年サポートセンターと連携し、非行防止教室を実施している。また、全小学校においては、5年生対象に富田林少年サポートセンター、6年生対象に羽曳野警察少年係と連携し、非行防止教室並びに薬物乱用防止教室を実施している。</p> <p>あわせて、中学校の保健体育において、薬物乱用防止に関する授業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校：羽曳野警察生活安全課少年係と連携し、非行防止教室ならびに薬物乱用防止教室を実施</li> <li>・小学校：5年生を対象に富田林少年サポートセンター、6年生対象に羽曳野警察生活安全課少年係と連携し、非行防止教室ならびに薬物乱用防止教室を実施</li> <li>・中学校の保健体育科において、薬物乱用に関する授業を実施</li> </ul>

基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向（1） 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実

	施策の内容・方向性	担当課
①	「高齢者いきいき計画」※などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	高年介護課
②	高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	地域包括支援課 (関係各課)
③	地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	地域包括支援課
④	人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、身体拘束ゼロに向けた対策、認知症高齢者に関する対策など総合的な対策を講じます。	地域包括支援課
⑤	男女の区別なく、高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりを持ちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談の助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	福祉支援課 (関係各課)
⑥	公益社団法人シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	福祉支援課

	施策の内容・方向性	担当課
⑦	障害者自立支援法及び「第二期羽曳野市障害者基本計画及び第三期障害福祉計画（平成24～26年度）（平成24年3月策定）の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の展開を図ります。	福祉支援課
⑧	障害者が地域で自立した生活を送れるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気楽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。	福祉支援課

## 推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	高年介護課	<p>【介護保険事業】</p> <p>高年者いきいき計画（羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）に基づく介護保険事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な要介護認定</li> <li>介護給付費等の適正化の推進</li> <li>事業者への指導、監督（H27～ 指導監査室）</li> <li>相談及び苦情解決体制の充実</li> <li>低所得者への配慮</li> <li>介護サービスの質の確保と向上</li> </ul>
②	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】</p> <p>地域支援事業として介護予防事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LICウェルネスゾーン</li> <li>はびきのウェルネス事業</li> <li>いきいき百歳体操</li> </ul>
③	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】</p> <p>地域支援事業として地域包括支援センターを設置、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターを設置し、高齢者の総合相談、権利擁護、包括的継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント業務等を実施</li> </ul>
④	地域包括支援課	<p>【地域支援事業】</p> <p>地域支援事業として地域包括支援センターを設置、運営</p> <p>高齢者虐待の防止と認知症高齢者対策を実施</p>
⑤	福祉支援課	<p>【高齢者保健福祉事業】</p> <p>第5期高年者いきいき計画（羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）第4章4－（1）に掲げる「高齢者の生きがいづくり」の①高齢者の生きがいづくり、②老人クラブ活動等の推進に関わる事業のうち、老人いこいの家の運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>老人いこいの家（4か所中2か所を担当）を設置し、自主活動や交流の場としている。</li> </ul>
⑥	福祉支援課	<p>【社会福祉対策事業】</p> <p>高齢者が就業を通じ「生きがい・健康・収入」を自らの手で創り出すことを目的とし、地域社会に密着した臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を一般家庭、事業所、公共団体等から引き受け、センターに登録した会員の希望や能力に応じて就業機会を提供する。また、会員の技能、資格等を活かしたセンター独自の事業を実施し、就業機会の拡大を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月（2月は除く。）入会説明会を実施</li> <li>月2回末就業相談を実施</li> </ul>
⑦	福祉支援課	<p>【障害者基本計画事業】</p> <p>本計画は、上位計画にあたる「第6次羽曳野市総合基本計画」「羽曳野市地域福祉計画」をはじめ、「羽曳野市高年者いきいき計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画）」「羽曳野市次世代育成支援行動計画後期計画」「健康はびきの21計画」などの健康・福祉、教育分野の関連計画や大阪府の関連する計画との整合を図り、計画に基づき障害者施策の拡充をすすめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の市民・事業者への周知並びに市職員を対象とする研修等を実施</li> <li>第3期障害者計画及び第4期障害福祉計画に基づく事業実績の評価を障害者施策推進審議会において行った。（9月、3月開催）</li> <li>障害者差別解消法の周知については、広報への啓発文の掲載1回、職員対応要領の作成を受け職員研修（管理職等）を2回実施</li> </ul>
⑧	福祉支援課	<p>【障害者相談支援事業】</p> <p>障害者の障害種別に応じた相談体制を整備することにより、障害者及びその家族等の地域生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>延相談件数 5,805件</li> </ul>
⑧	福祉支援課	<p>【障害者就業・生活支援事業】</p> <p>障害者に対し、職業準備訓練から職業並びに職場定着に至るまでの相談、援助を総合的に行い、障害者雇用の促進及び就労の安定化を図るため、大阪府等関係機関との連携強化をすすめるとともに、障害者の就労機会の増大を促進する。（障害福祉サービスを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>陵南の森生きがい情報センターで障害者を対象としたパソコン教室を開催するなど就労のための技能の養成</li> <li>羽曳野市地域就労支援センター、南河内北障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、地域就労相談や障害者雇用相談の充実を図り、障害者等の就労を支援</li> </ul>

基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向(2) すべての人にやさしいまちづくり

	施策の内容・方向性	担当課
①	大阪府の「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、公共施設や交通機関の整備、改善に努めます。 建築指導課からの指摘 大阪府の「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、対象建築物に対して整備、改善するように指導します。	道路公園課 建築指導課 (関係各課)
②	高齢者や障害者等が地域で自立した生活を送れるよう、関連する計画などに基づき、健康で生き生きと暮らせるやさしいまちづくりをめざし、福祉サービス等の充実とともに、支援体制を図ります。	地域包括支援課 福祉支援課
③	犯罪の起きにくい安全なまちをめざして、地域や関係機関との協力のもと、防犯体制の充実や防犯意識の高揚に取り組めます。	危機管理室

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
①	道路公園課	【交通安全施設等整備事業】 「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「都市計画マスタープラン」「バリアフリー基本構想」や関連する条例との整合を図り、計画に基づきながら道路政策を展開する。 ・交通マナーを向上するため、関係機関、各種団体、地域と連携して交通安全教育を充実するなど交通安全意識の啓発 ・事故防止のため、歩道、安全柵の設置など交通安全施設の整備
①	道路公園課	【道路舗装改良事業・橋梁整備事業】 「第6次羽曳野市総合基本計画」及び「都市計画マスタープラン」「バリアフリー基本構想」や関連する条例との整合を図り、計画に基づきながら道路政策を展開する。 ・市内幹線道路や生活道路の整備、道路・橋梁の点検、舗装・橋梁の修繕
①	建築指導課	【「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の規定に基づく査定】 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法：建築物)において、建築物移動等円滑化誘導基準に適合した特定建築物については、申請により特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を行う。 (平成21年10月1日改正) ・市で建築確認検査する物件のうち「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法：建築物)で規定される特別特定建築物については、建築基準法関係規定として確認検査する。 (平成21年10月1日改正) 【「大阪府福祉のまちづくり条例」の規定に基づく査定】 ・上記以外の建築物においても、「大阪府福祉のまちづくり条例」で規定される都市施設については、高齢者、障害者が安全かつ容易に利用できるかどうかを工事着手前に協議、完了時に完了届、現場確認等を行う。 (平成21年10月1日改正)
②	福祉支援課	【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス及びその他関係事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス等(補装具、自立支援医療、地域生活支援事業(相談支援事業を除く。))の実施や児童福祉法に基づく児童通所支援等のサービス提供を行い、障害者(児)やその家族等の日常生活及び社会生活の支援を図っている。 ・障害者及び障害児並びに保護者等に対し、日常生活や社会生活に必要な支援を提供
②	地域包括支援課	【地域支援事業(高齢者一般福祉サービス)】 地域支援事業としての高齢者福祉サービス、緊急通報システム等の一般福祉サービスを実施 ・在宅高齢者おむつ給付事業、食の自立支援配食サービス事業、緊急通報装置のレンタル事業、福祉理美容助成事業及び日常生活用具給付事業等により、高齢者等の生活支援を実施
③	災害対策課	【歳末夜警陣中見舞い】 歳末を迎え、各町会で行われる夜警に対して、市・警察・消防・連合区長会・大阪府議会が陣中見舞いを行うことで住民の防犯意識の高揚につながり、地域での犯罪の軽減につなげる。 ・134の自治会が歳末警戒を実施
③	災害対策課	【羽曳野警察署管内防犯協議会支援事業】 防犯協議会が実施する防犯パトロールや防犯教室、各種啓発活動等を支援し、街頭犯罪や青少年の非行の防止につなげる。 ・ひったくり防止キャンペーン(ひったくり防止カバーの無料配布) ・ナンバープレート盗難防止ネジの無料取付 ・防犯教室の開催 他
③	災害対策課	【防犯灯設置促進事業】 自治会等が防犯灯を新設する際の設置費用や、維持管理に係る経費について補助を行うことにより、防犯灯の設置や適正な維持管理を促進して、暗がりの少ない安全なまちづくりにつなげる。 ・防犯灯設置補助灯数 83灯 ・防犯灯維持管理費補助灯数 9,687灯
③	災害対策課	【防犯カメラ設置促進事業】 防犯カメラの設置促進を図ることにより、安全・安心なまちづくりにつなげる。 ・自治会が防犯カメラを設置する際の設置費用を補助 29台

基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題3 国際社会への参加・交流

施策の方向(1) 国際交流・協力への女性の参加促進

	施策の内容・方向性	担当課
①	男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくりに努めます。	人権推進課
②	市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備、識字教育の実施や市民公益活動団体による日本語教室の支援などを進めます。	市民協働ふれあい課 社会教育課 (関係各課)
③	市民の国際感覚の醸成や、諸外国、外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化のための各種事業を進めます。	市民協働ふれあい課

推進事業

	担当課	【事業名】、事業内容、・実施内容 等
②	市民協働ふれあい課	<p>【多文化共生推進事業】 日本人住民と外国人住民との間に情報格差が生じる主な原因である「言葉の壁」を取り除き、外国人住民も適切な情報を受け取れる環境を目指すために、外国人住民が安心して羽曳野市で暮らせるよう「生活情報冊子」の作成や、日本語教室を開催し外国人住民に日本語学習をしている団体への支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語教室の支援</li> </ul>
②	社会教育課	<p>【羽曳野市識字教室「ほほえみ」開催業務】 日本語の読み書き能力の習得を望む方を対象に、基礎学力の向上に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の開催</li> </ul>
③	市民協働ふれあい課	<p>【国際交流事業】 1995年6月に友好交流都市協定を締結したオーストリア共和国ウィーン市13区ヒーツィングと交流を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年賀状の送付</li> </ul>